業務委託仕様書

※本事業は、令和７年度経済産業省関連予算の成立を前提に事業化される停止条件付き事業です。予算の成立がなければ、提案を公募したことに留まり、いかなる効力も発生しません。

１．件名

令和７年度「人材確保支援事業」

２．目的

平成２７年６月１２日に閣議決定された、「原子力災害からの福島復興の加速に向けて（福島復興指針）」改訂において、平成２７年度、２８年度の２年間において、被災事業者の自立へ向けた支援策を特に集中的に展開していくこととされ、その実施主体として、平成２７年８月２４日に国・県・民間からなる公益社団法人福島相双復興官民合同チーム（以下、「官民合同チーム」という。）が創設され、平成２８年１２月に閣議決定された原子力災害からの福島復興の加速化のための基本指針において、事業・生業や生活の再建・自立に向けた取組のより一層の加速化が決定された。また、福島県の漁業における試験操業が令和３年３月に終了し本格操業への移行期間に入ったことを踏まえ、令和３年５月より、官民合同チームが水産関係の仲買・加工業者等を支援することとなった。

これらの方針に基づき、官民合同チームはこれまで、避難指示等の対象となった福島県田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村（以下「１２市町村」という。）の事業者や、いわき市、相馬市及び新地町（以下「３市町」という。）の水産関係の仲買・加工業者等を対象とした自立支援等に取り組んでいるが、これらの地域の有効求人倍率は相対的に高く、人材確保の困難さが被災事業者等の主要課題となっている。

本事業では、公益財団法人福島相双復興推進機構（以下「当機構」という。）が行う個別訪問、事業再開・継続支援及び創業支援と連携しつつ、浜通り地域等１５市町村（以下「１５市町村」という。）の事業者等が求める雇用ニーズをきめ細かく把握し、それぞれのニーズに応じた人材確保に資する支援を実施することで、事業者自身が自走して人材確保が実施できるようにし、１５市町村の事業者等の持続的な人材確保を後押しすることを目的とする。

３．事業内容

（１）対象事業者

　　　・支援対象事業者（以下「支援事業者」という。）は、東日本大震災時に１２市町村において事業を行っていた事業者、震災以降１２市町村において事業を行う事業者及び３市町の水産関係の仲買・加工業者を基本とし、当機構が行う個別訪問にて確認し選定した支援希望のある事業者とする。なお、対象事業者数は年間約５００者程度を目安とする。

（２）実施体制

・受託者は、事業を円滑に遂行するため、当機構を中心とした支援体制を構築し、緊密な連絡体制のもと、効果的・効率的な支援を実施すること。

・本事業で職業紹介を行う者は、職業安定法（昭和２２年法律第１４１号）第４条第１０項に規定される職業紹介事業者であることとする。加えて、職業紹介を行う者の中には、全業種の職業紹介に対応できるよう、以下のいずれかの者を含むこととする。

ア．同法第３３条第１項の許可を受けて、又は第３３条の２第１項、第３３条の３第１項若しくは第３３条の４第１項の規定による届出をして無料の職業紹介事業（職業安定機関の行うものを除く。以下同じ。）を行う者

イ．本事業開始後、速やかに同法第３３条第１項の許可を受けて、又は第３３条の２第１項、第３３条の３第１項若しくは第３３条の４第１項の規定による届出をして無料の職業紹介事業を行う者

なお、受託者は必ずしも職業紹介事業者である必要はないが職業紹介について再委託等を行う場合は、代表者を決め、実施体制を明確にすること。

・受託者は、事業の全体計画・スケジュールを作成し、当該計画等の内容について事業開始後速やかに当機構に確認をとり、合意の上で事業を進めること。

・事業予算の効率的な活用を念頭に置き、報告等の間接業務にかかる工数を最小化すること。このため、必要に応じて当機構に会議体や報告の仕方等の改善提案を実施すること。

（３）実施内容

・受託者は当機構を始め、１５市町村の自治体やその他関係組織及び機関と連携して以下①～③を実施すること。また、支援終了後も事業者自身で人材確保に関する取組を行える状態となることを目指し、実施すること。また、支援終了後に事業者が自ら人材確保を継続的に行えるように、自走化に求められるスキルセット・KPI等、自走化と呼べる状態を定義し、そのうえで事業者の現時点とのギャップをもとに支援方針を策定し、自走化に至るまでの取組を支援すること。その際、令和７年度においては、全支援事業者が採用から定着に関わる一連のプロセスにおいて、大部分を独力で完結きる状態を目指し、当機構と連携し支援を実施すること。なお、事業予算の効率的な活用のため、支援事業者との面談に際しては効率性を意識し、必要に応じてオンラインツールを活用すること。

・受託者は支援事業者の人材確保および定着に関わる課題を把握し、克服に向けた個別支援を実施すること。

・支援中に人材確保に係る支援以外に対応すべき課題を発見した場合は、当機構が行う経営コンサルティングにつなげるため、速やかに当機構に報告すること。

なお、受託者の創意工夫によって、より高い事業効果が期待される取組を企画し、代替措置が担保される場合には、上記に限らない。実際の事業実施にあたっては、当機構と協議の上、その内容を確定させ、指示された内容を踏まえて実施に当たるものとする。

1. 対象事業者のニーズに基づく人材確保支援の実施

・受託者は、当機構が行う個別訪問にて確認した支援希望のある支援事業者に対して、人材コーディネーターによる個別訪問を定期的に行い、支援事業者が求める雇用ニーズをきめ細かく把握した上で、個々のニーズに応じた適切な媒体を通じた求人情報の発信等により、人材確保支援を実施すること。

また、雇用ニーズが多い業種に限らず、あらゆる業種・人材について幅広く対応できる体制を整えること。なお、有料求人媒体を通じた求人情報の発信に関しては、費用対効果を意識しつつ、出稿数等の今年度実績を踏まえながら、採用効果を高めるため継続的に実施する。その際の運用方法においては当機構と協議のうえ決定する。

・人材確保を進めていく上で支援事業者に最低限求められる取組内容をその根拠とともに説明するとともに、確認事項の定型フォーマットを用意した上で、人材確保にまつわる経営課題なども広く聴取し、支援方針を決定すること。これらについては、当機構と事前に調整した上で取組を進めること。なお、定型フォーマットは原則として当機構が指定したものを使用すること。

・上記に加え、施策ごとの効果を促進すべく、波及効果の見込まれる他機関との連携を図り、本事業の周知に留まらず、既存イベントへの参加、独自企画等を通し、取組の効果を最大化させるための工夫や支援を実施すること。なお、取組内容に関しては、事前に当機構へ報告し協議すること。

・当機構と協議のうえ当事業の遂行に必要なKPI（面接回数、採用決定人数）及び事業者の自走に向けて継続的な確認を行う必要があるKPI（各事業者の人材確保に係るスキルの状況等）を設定し、定期的に進捗を管理しながら達成を目指すこと。

・①避難指示解除から間もない地域や特定復興再生拠点を中心とした地域の事業者への採用決定人数、②県外からの採用決定人数、③人材採用後の定着率については、重点領域として位置づけ、目標の実現に向けた効果的な工夫や支援方法を企画し、当機構と協議の上決定し、指示された内容を踏まえて実施すること。

・関係機関と連携し、支援事業者のニーズを踏まえて、１２市町村内への呼び込みを念頭に置いた取り組み方策（移住の促進、外国人材活用、インターン等の関連施策との連携を含む。）を企画すること。

・外国人材活用において、希望する支援事業者には、相談窓口の紹介に留まらず、各種制度等の活用提案なども進め、受託者は円滑な受け入れのために当機構及びその各支部とも連携し、可能な支援の実施をおこなうこと。

・副業・兼業人材の活用を促進すべく、意欲がある支援事業者においては、県内外の副業・兼業希望者とのマッチングを実施のうえ、フォローアップを行い、域内における副業・兼業の枠組みの構築を目指すべく工夫すること。

1. 就職者への転居支援

受託者は、支援事業者（３市町の水産関係の仲買・加工業者を除く。）に就職するために引越等を行う者に対して、転居支援を行うこと。また、就職後の動向等についてのフォローアップを行うこと。

なお、実際に支出された額を基本として、一人当たり最大３０万円を上限として転居支援を行うことを想定しているが、具体的な支援内容及び詳細な手続き等については、事業開始後の状況等に応じて、当機構と協議の上で決定すること。

1. 持続的人材確保支援

受託者は、第２期復興・創生期間後を見据え、支援事業者の持続的な人材確保（必要とする人材の募集・選考・採用・定着を自ら実践できる状態）を後押しするため、支援事業者による自発的な求人媒体活用を促進する取組や、支援事業者の採用力向上につながる取組を企画し、当機構と協議の上、実施すること。

上記について、足下の状況を定量的に把握し、分析を行った上で必要な取組を企画するものとし、試行的な取組結果などを踏まえ、次年度以降の制度化（中長期的な取組を含む）に向けた施策の提案、必要に応じて支援事業者への説明等も行うこと。

受託者は、就職者の定着を図るため、就職後一定期間は定着状況の調査（雇用形態、業種、在職期間、就職者アンケートなど ）を実施し、その結果を踏まえた各採用プロセスにおける離職防止・定着率向上のための施策を企画し、実施すること。

（４）事業実施状況の報告

受託者は、支援事業者への個別訪問や関係者との打合せ結果等について、速やかに当機構及び経済産業省に報告すること。

また、当機構からの指示に従い定期的に事業の進捗状況と成果報告の確認を行ったうえで、当機構及び経済産業省に報告すること。

上記報告を踏まえ、当機構及び経済産業省から指示があった場合には、内容の修正や追加的に必要な調査・分析を行うこと。

（５）成果報告書の作成

当事業における実施状況・成果等について、成果報告書を作成すること。成果報告書の構成・内容等については、当機構と協議の上、決定するものとする。
　また、当調査の効果検証を踏まえて、次年度以降の制度化に向けた施策の提案、必要に応じて支援事業者への説明等を行う。

（６）事業内容の引継ぎ

令和８年度に向け、受託者は、令和7年度に実施した支援に関し、当機構および必要により次年度受託者への引継ぎを円滑に行うことができるように協力すること。引き継ぐ情報やその方法については、当機構と調整すること。

４．事業実施における注意事項

・事業実施に当たっては、適宜、当機構と協議し進めること。

・公募の際の企画提案書に基づき、当機構と協議し実施計画書を策定すること。

・事業者に関わる情報の管理に当たっては、管理体制を含め適切な保護措置を講ずること。

・本事業の実施中に問題、事故等が発生した場合は、直ちに当機構担当職員に連絡するとともに、受託者の責任において解決を図ること。

・その他、業務の遂行において実施内容等について変更があった場合や疑義が生じた場合は、当機構担当職員と協議し、その指示に従うこと。

５．情報セキュリティに関する事項

業務情報を取り扱う場合又は業務情報を取り扱う情報システムやウェブサイトの構築・運用等を行う場合、別記１「情報セキュリティに関する事項」を遵守し、情報セキュリティ対策を実施すること。

６．実施体制

事業の実施体制図を作成し、実施計画書に記載すること。また、事業の運営にあたっては、実施計画書記載の実施体制図及び別紙２の履行体制図のとおり実施すること。

７．スケジュールの策定

事業の実施予定時期を一覧できる年間スケジュールを作成し、実施計画書に記載すること。

８．支出計画

　　事業の支出計画について各費目毎に作成し、実施計画書に記載すること。

９．実施期間

委託契約締結日から令和８年３月３１日まで

※契約締結日が４月１日以降となった場合は、４月１日を契約開始日とする。

１０．納入物

成果報告書電子媒体（ＰＤＦ等） １式

なお、成果報告書は、ＰＤＦ形式以外にも、機械判読可能な形式のファイルも納入する。

１１．納入場所

公益社団法人福島相双復興推進機構　事業者支援グループ　販路開拓・人材支援課

１２．その他

（１）成果物の著作権は当機構に譲渡する（既に所有又は管理していた知的財産権を受託者が納入物に使用した場合には、当機構は、当該知的財産権を、仕様書記載の「目的」のため、本契約終了後も期間の制限なく、また追加の対価を支払うことなしに自ら使用し、又は第三者に使用させることができる。）。

（２）氏名表示権については、当機構の指示に従う。

（３）当機構が行う成果物の改変について、著作者人格権を行使しない。

１３．情報管理体制等について

（１）情報管理体制

①　受注者は本事業で知り得た情報を適切に管理するため、次の履行体制を確保し、発注者に対し「情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面（情報管理体制図）」及び「情報取扱者名簿」（氏名、個人住所、生年月日、所属部署、役職等が記載されたもの）様式３を契約前に提出し、当機構の同意を得ること（住所、生年月日については、必ずしも契約前に提出することを要しないが、その場合であっても当機構から求められた場合は速やかに提出すること。）。なお、情報取扱者名簿は、委託業務の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を掲載すること。

（確保すべき履行体制）

契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した一切の情報が、当機構が保護を要さないと確認するまでは、情報取扱者名簿に記載のある者以外に伝達又は漏えいされないことを保証する履行体制を有していること。

②　本事業で知り得た一切の情報について、情報取扱者以外の者に開示又は漏えいしてはならないものとする。ただし、当機構の承認を得た場合は、この限りではない。

③　①の情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面又は情報取扱者名簿に変更がある場合は、予め当機構へ届出を行い、同意を得なければならない。

（２）履行完了後の情報の取扱い

当機構から提供した資料又は当機構が指定した資料の取扱い（返却・削除等）については、担当職員の指示に従うこと。業務日誌を始めとする経理処理に関する資料については適切に保管すること。（別記１）

情報セキュリティに関する事項

以下の事項について遵守すること。

１)　受託者は、契約締結後速やかに、情報セキュリティを確保するための体制を定めたものを含み、以下２)～１８)に記載する事項の遵守の方法及び提出を求める情報、書類等（以下「情報セキュリティを確保するための体制等」という。）について、当機構の担当職員（以下「担当職員」という。）に提示し了承を得た上で確認書類として提出すること。ただし、別途契約締結前に、情報セキュリティを確保するための体制等について担当職員に提示し了承を得た上で提出したときは、この限りでない。また、定期的に、情報セキュリティを確保するための体制等及び対策に係る実施状況を紙媒体又は電子媒体により報告すること。加えて、これらに変更が生じる場合は、事前に担当職員へ案を提出し、同意を得ること。

なお、報告の内容について、担当職員と受託者が協議し不十分であると認めた場合、受託者は、速やかに担当職員と協議し対策を講ずること。

２)　受託者は、本業務に使用するソフトウェア、電子計算機等に係る脆弱性対策、不正プログラム対策、サービス不能攻撃対策、標的型攻撃対策、アクセス制御対策、情報漏えい対策を講じるとともに、契約期間中にこれらの対策に関する情報セキュリティ教育を本業務にかかわる従事者に対し実施すること。

３)　受託者は、本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体であってこれらの複製を含む。）の取扱いには十分注意を払い、当機構内に複製が可能な電子計算機等の機器を持ち込んで作業を行う必要がある場合には、事前に担当職員の許可を得ること。なお、この場合であっても、担当職員の許可なく複製してはならない。また、作業終了後には、持ち込んだ機器から情報が消去されていることを担当職員が確認できる方法で証明すること。

４)　受託者は、本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体）について、担当職員の許可なく当機構外で複製してはならない。また、作業終了後には、複製した情報が電子計算機等から消去されていることを担当職員が確認できる方法で証明すること。

５)　受託者は、本業務を終了又は契約解除する場合には、受託者において本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体であってこれらの複製を含む。）を速やかに担当職員に返却又は廃棄若しくは消去すること。その際、担当職員の確認を必ず受けること。

６)　受託者は、契約期間中及び契約終了後においても、本業務に関して知り得た当機構の業務上の内容について、他に漏らし又は他の目的に利用してはならない。

なお、当機構の業務上の内容を外部に提供する必要が生じた場合は、提供先で当該情報が適切に取り扱われないおそれがあることに留意し、提供の可否を十分に検討した上で、担当職員の承認を得るとともに、取扱上の注意点を示して提供すること。

７)　受託者は、本業務の遂行において、情報セキュリティが侵害され又はそのおそれがある場合の対処方法について担当職員に提示すること。また、情報セキュリティが侵害され又はそのおそれがあることを認知した場合には、速やかに担当職員に報告を行い、原因究明及びその対処等について担当職員と協議の上、その指示に従うこと。

８)　受託者は、当機構の「情報セキュリティ管理ルール（管理者編）」及び「情報セキュリティ管理ルール（利用者編）」(以下「規程関連文書等」と総称する)を遵守すること。また、契約締結時に規程等が改正されている場合は、改正後の規程等を遵守すること。

９)　受託者は、当機構等が必要に応じて実施する情報セキュリティ監査、マネジメント監査又はペネトレーションテストを受け入れるとともに、指摘事項への対応を行うこと。

１０)　受託者は、本業務に従事する者を限定すること。また、受託者の資本関係・役員の情報、本業務の実施場所、本業務の全ての従事者の所属、専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）、実績及び国籍に関する情報を担当職員に提示すること。なお、本業務の実施期間中に従事者を変更等する場合は、事前にこれらの情報を担当職員に再提示すること。

１１)　受託者は、本業務を再委託（業務の一部を第三者に委託することをいい、外注及び請負を含む。以下同じ。）する場合は、再委託されることにより生ずる脅威に対して情報セキュリティが十分に確保されるよう、上記１)から１０)まで及び１２)から１８)までの措置の実施を契約等により再委託先に担保させること。また、１)の確認書類には再委託先に係るものも含むこと。

１２)　受託者は、外部公開ウェブサイト（以下「ウェブサイト」という。）を構築又は運用するプラットフォームとして、受託者自身（再委託先を含む。）が管理責任を有するサーバ等を利用する場合には、ＯＳ、ミドルウェア等のソフトウェアの脆弱性情報を収集し、セキュリティ修正プログラムが提供されている場合には業務影響に配慮しつつ、速やかに適用を実施すること。また、ウェブサイト構築時においてはサービス開始前に、運用中においては年１回以上、ポートスキャン、脆弱性検査を含むプラットフォーム診断を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施すること。

１３)　受託者は、ウェブサイトを構築又は運用する場合には、インターネットを介して通信する情報の盗聴及び改ざんの防止並びに正当なウェブサーバであることを利用者が確認できるようにするため、ＴＬＳ(ＳＳＬ)暗号化の実施等によりウェブサイトの暗号化の対策等を講じること。

なお、必要となるサーバ証明書には、利用者が事前のルート証明書のインストールを必要とすることなく、その正当性を検証できる認証局（証明書発行機関）により発行された電子証明書を用いること。

１４)　受託者は、ウェブサイト上のウェブアプリケーションの構築又は改修を行う場合には、独立行政法人情報処理推進機構が公開する最新の「安全なウェブサイトの作り方」（以下「作り方」という。）に基づくこと。また、ウェブアプリケーションの構築又は更改時においてはサービス開始前に、運用中においてはウェブアプリケーションへ修正を加えた場合や新たな脅威が確認された場合に、「作り方」に記載されている脆弱性の検査等（ウェブアプリケーション診断）を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施すること。併せて、「作り方」のチェックリストに従い対応状況を確認し、その結果を記入したチェックリストを担当職員に提出すること。なお、チェックリストの結果に基づき、担当職員から指示があった場合は、それに従うこと。

１５)　受託者は、ウェブサイト又は電子メール送受信機能を含むシステムを構築又は運用する場合には、非営利団体のドメインであることが保証されるドメイン名「.or.jp」を使用すること。

１６)　受託者は、情報システム（ウェブサイトを含む。以下同じ。）の設計、構築、運用、保守、廃棄等（電子計算機、電子計算機が組み込まれた機器、通信回線装置、電磁的記録媒体等のハードウェア又はソフトウェア（以下「機器等」という。）の調達を含む場合には、その製造工程を含む。）を行う場合には、以下を実施すること。

①各工程において、当機構の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。また、具体的な管理手順や品質保証体制を証明する書類等を提出すること。

②情報システムや機器等に意図しない変更が行われる等の不正が見つかったときに、追跡調査や立入検査等、当機構と連携して原因を調査し、排除するための手順及び体制を整備していること。それらが妥当であることを証明するため書類を提出すること。

③不正プログラム対策ソフトウェア等の導入に当たり、既知及び未知の不正プログラムの検知及びその実行の防止の機能を有するソフトウェアを導入すること。

④情報セキュリティ対策による情報システムの変更内容について、担当職員に速やかに報告すること。また、情報システムが構築段階から運用保守段階へ移行する際等、他の事業者へ引継がれる項目に、情報セキュリティ対策に必要な内容を含めること。

⑤サポート期限が切れた又は本業務の期間中にサポート期限が切れる予定がある等、サポートが受けられないソフトウェアの利用を行わない及びその利用を前提としないこと。また、ソフトウェアの名称・バージョン・導入箇所等を管理台帳で管理することに加え、サポート期限に関するものを含むソフトウェアの脆弱性情報を収集し、担当職員に情報提供するとともに、情報を入手した場合には脆弱性対策計画を作成し、担当職員の確認を得た上で対策を講ずること。

⑥電子メール送受信機能を含む場合には、ＳＰＦ（Sｅｎｄｅｒ Ｐｏｌｉｃｙ Ｆｒａｍｅｗｏｒｋ）等のなりすましの防止策を講ずるとともにＳＭＴＰによるサーバ間通信のＴＬＳ（ＳＳＬ）化やＳ／ＭＩＭＥ等の電子メールにおける暗号化及び電子署名等により保護すること。

１７)　受託者は、本業務を実施するに当たり、民間事業者等が不特定多数の利用者に対して提供する、画一的な約款や規約等への同意のみで利用可能となる外部サービス（ソーシャルメディアサービスを含む）を利用する場合には、これらのサービスで要機密情報を扱ってはならず、８）に掲げる規程等に定める不正アクセス対策を実施するなど規程等を遵守すること。なお、受託者は、委託業務を実施するに当たり、クラウドサービスを調達する際は、「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ＩＳＭＡＰ）」において登録されたサービスから調達することを原則とすること。

１８)　受託者は、ウェブサイトの構築又はアプリケーション・コンテンツ（アプリケーションプログラム、ウェブコンテンツ等の総称をいう。以下同じ。）の開発・作成を行う場合には、利用者の情報セキュリティ水準の低下を招かぬよう、以下の内容も含めて行うこと。

①提供するウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツが不正プログラムを含まないこと。また、そのために以下を含む対策を行うこと。

（a）ウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツを提供する前に、不正プログラム対策ソフトウェアを用いてスキャンを行い、不正プログラムが含まれていないことを確認すること。

（b）アプリケーションプログラムを提供する場合には、当該アプリケーションの仕様に反するプログラムコードが含まれていないことを確認すること。

（c）提供するウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツにおいて、当機構外のウェブサイト等のサーバへ自動的にアクセスが発生する機能が仕様に反して組み込まれていないことを、ＨＴＭＬソースを表示させるなどして確認すること。

②提供するウェブサイト又はアプリケーションが脆弱性を含まないこと。

③実行プログラムの形式以外にコンテンツを提供する手段がない場合を除き、実行プログラム形式でコンテンツを提供しないこと。

④電子証明書を用いた署名等、提供するウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツの改ざん等がなく真正なものであることを確認できる手段がある場合には、それをウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツの提供先に与えること。なお、電子証明書を用いた署名を用いるときに、政府認証基盤（ＧＰＫＩ）の利用が可能である場合は、政府認証基盤により発行された電子証明書を用いて署名を施すこと。

⑤提供するウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツの利用時に、脆弱性が存在するバージョンのＯＳやソフトウェア等の利用を強制するなどの情報セキュリティ水準を低下させる設定変更を、ＯＳやソフトウェア等の利用者に要求することがないよう、ウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツの提供方式を定めて開発すること。

⑥当機構外へのアクセスを自動的に発生させる機能やサービス利用者その他の者に関する情報が本人の意思に反して第三者に提供されるなどの機能がウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツに組み込まれることがないよう開発すること。ただし、必要があって当該機能をウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツに組み込む場合は、当機構外へのアクセスが情報セキュリティ上安全なものであることを確認した上で、他のウェブサイト等のサーバへ自動的にアクセスが発生すること、サービス利用者その他の者に関する情報が第三者に提供されること及びこれらを無効にする方法等が、サービス利用者において容易に確認ができるよう、担当職員が示すプライバシーポリシー等を当該ウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツに掲載すること。